

埼玉県知事 大野元裕 様

2019年11月22日

日本共産党埼玉県委員会災害対策本部長 荻原初男

日本共産党埼玉県議会議員団 団長 柳下礼子

台風被害復旧・被災者生活再建のための申し入れ

発災以前からの知事はじめ、職員の日夜分かたぬ奮闘に心より敬意を表します。

台風19号などによる県内被害は、死亡者は3名、重症者は1名に上り、床上浸水被害が2259棟、住家被害は全壊112棟、半壊165棟にのぼりました。「2年前の台風で床上浸水し、1000万円かけてリフォームした家がまた床上浸水した。こんなところにはもう住みたくない」「知的障害者施設が浸水し、福祉センターに15人が今も避難しているが、早く仮設に移り住みたい」など、被災者はいまだに先行きも見えない状態に置かれています。

今自治体が最優先で進めるべきことは、被災者の一刻も早い生活再建です。今回の災害の特徴は、経験したことのないような豪雨に見舞われたことです。48もの市町村への災害救助法適用や、被災者生活再建支援法の全県適用も初めての事態です。埼玉県に置かれましては、前例にとらわれず、被災者の言葉に丁寧に耳を傾け、「もとめられている支援はすべてやる」という立場で知恵を絞っていただきたいと思います。

道路や河川の復旧・整備、都市内水を防ぐ施設整備、緊急避難のありかたや避難所の処遇についても、同様に、地元住民の声をもとに進めるべきです。

被災者の一刻も早い生活再建、県内各地の早期復旧、防災のために以下の点を強く求めます。

I、被災者の生活再建のために

一、災害救助法は積極的に適用すること。特別警戒警報だけにとらわれず、降雨や河川の状況、被害の実態に応じて判断すること。

一、被災者への支援メニューを、発災後なるべく早く被災者に周知できるよう、市町村へ援助・助言すること。被災者の多様な状況に柔軟に対応できるよう、市町村に指導助言すること。すでに自費により住宅の応急修理を行った被災者に対し、遡及で財政支援を行うこと

一、被災者に提供された県営住宅は必要に応じて入居期間を延長すること。希望者はそのまま入居できるように配慮すること。

一、仮設住宅として民間賃貸住宅の借り上げにも財政支援をすること。

一、被害認定について、浸水高だけで機械的に行うのではなく住宅機能に対する被害の程度を正確に反映するよう国に申し入れること。生活再建支援法の補助額の引き上げを申し入

れること。災害救助法や再建支援法のさまざまな基準対象外に適用できるよう、県独自の支援(あんしん支援制度)を拡充すること。

一、坂戸市の場合「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の床上1m以上1.8m未満は「大規模半壊」なのに「床上1.2m」1日水に浸かったのに「半壊」となった。運用指針通りの運用を指導してほしい。

一、被災者への地方税、水道使用料等の減免に対する財政的支援をすること。

一、他県のように県の見舞金制度を創設すること。

＜小規模事業者などへの支援について＞

一、被災した中小業者のための「地域企業再建支援事業（自治体連携型補助金）の対象を機械や什器のほか、事業場の建造物や付帯設備などに対しても、柔軟な対応を求める。また貯蔵原材料や商品の損害、被災後すでに行った修繕や買い替えの費用も支援できるよう求める。

＜農業者への支援について＞

一、農作物の被害状況を正確に把握すること。

一、国の補助事業について、農家の自己負担を極力減らすために、県独自の上乗せを実施すること。特に農業用ハウスの再建にあたっては5年前の大雪被害時の救済措置を適用すること。農業機械や乾燥機など機械設備にも適用すること。

一、小鹿野町両神地区小森川右岸の護岸ブロックが流出し、農地20aが流出したが復旧のための支援を求める。同じ地内で土石流により農地が河原状態になった。復旧のための支援を求める。

＜福祉施設について＞

一、損害を被った福祉事業者へ経済的支援を行うこと（破損した施設の修理修繕、消毒など）開所できず、報酬が入ってこない施設の人件費などの補助を行うこと。

＊とくに、川越市の障害者入所施設「けやきの郷」について

・いまだにオアシス(福祉施設センター)で15人が避難中。20人規模の生活できる施設の借り上げのために市と県が協力すること。また、借り上げ施設がない場合は当面住める仮設住宅を建設すること。

・自宅待機を余儀なくされている避難者の家庭では、85歳の親が知的障害の子どもの世話をしているので、早く施設に戻してほしいと願っている。全入所者の入所施設再開を急ぐこと。

・入所者が避難したため、施設への介護支援給付が減少し、職員の給料確保が困難になっている。県として支援をすること。

＜小規模自治体の支援について＞

一、小鹿野町については、豚コレラの発症と広範な台風被害によって、町役場職員が疲労困憊している。県として特段の支援を求める。

Ⅱ、避難の在り方・防災・減災対策など今後の課題

一、防災無線について

大雨・強風の際には「防災無線は聞こえない」との声が数多く寄せられている。防災ラジオ配布について、国へ早期の統一規格化を要望するとともに、土砂災害警戒区域、浸水想定区域の住民へ優先的に配備できるよう、県としても独自の補助を求める。

一、避難指示が深夜に行われた、避難所がいっぱいで入れなかった、毛布や食事が十分備蓄されていなかったなど、緊急避難には様々な課題が指摘されている。全県の教訓を丁寧につかみ、市町村に広げること。

一、豪雨時に地方庁舎の駐車場の開放を

一、災害時は新見沼大橋など有料道路を無料にすること。

一、県立高校を避難所に、特別支援学校を福祉避難所に指定すること。

一、被災自治体に対し、県が初期段階で情報収集を行うための人員を派遣すること。被災地の状況を的確に把握するために、平時から出先機関の人員を十分な体制にすること。

Ⅲ 地域の一刻も早い復旧のために

＜河川管理・橋梁・調節池整備について＞

一、河川改修、堤防の復旧・強化を急ぐこと

以下、具体的には

・坂戸市東部三芳野地区、川越市名細地区など越辺川の堤防

・荒川の堤防がない上尾市平方上宿で大きな被害となったことを教訓として、堤防の整備をただちに進めていくこと。

・JR 川越線橋梁から上江橋区間の堤防整備を早急におこなうこと。

・熊谷市を流れる元荒川の川べりが一部木製で破損している。改修を急ぐこと。

・鴻沼川・芝川・古隅田川・綾瀬川などの河川改修を急ぐこと

・小鹿野町内河川護岸損壊 10 か所の早期復旧を。

一、越辺川の決壊から市への連絡体制の不備について検証すること。また、越辺川の堤防が決壊した事により大谷川排水機場のモーターが作動しなくなった。手動操作の抜本的な見直しを行うこと。

一、大雨のあと、速やかな県道側溝の泥上げを。

一、河床が上がったり、樹木、葦などの繁茂によって増水し、道路や住宅への浸水があった箇所は実態を調査し、土砂の浚渫・除去等を行ってほしい。

以下、具体的に

荒川、利根川、福川、和田吉野川、和田川、忍川、星川、小山川、石田川、通殿川などの浚渫を求める。特に荒川と利根川は中州が大きくなり樹木も繁茂しているので早急な対応を。元荒川・綾瀬川の浚渫を（特に蓮田市内・熊谷市久下第一公園の南・熊谷市久下 1 丁目 4 5）

一級河川福川の左岸堤防の崩落部分を復旧していただきたい。また福川の堤内破損箇所を早急に改修・復旧工事を行っていただきたい。①熊谷市西野地内長井小神社裏付近(福川右岸)。②熊谷市江波地内（福川左岸）③熊谷市上之須戸地内(福川左岸)

・狭山市不老川改修工事・急傾斜地への緊急対策を早急にすすめること。急傾斜地の指定がされている箇所があるが、対策工事が実施されているのはわずか 14%という現状である。不老川改修工事の早期完了、急傾斜地への対策工事について事業費の増額を求める。

・秩父市横瀬川護岸工事を進めること。

・秩父市赤平川護岸整備を進めること。

一、調節池の整備を求める。

以下具体的に

・一級河川忍川（おしかわ）については、武蔵水路への放流に頼ることなく治水できるよう、忍川のみ改修区間および忍川整備計画に基づく調節池の整備を早期に実施していただきたい。

・見沼田んぼ地内（芝川第一調節池等）の調節池の整備を急ぐこと。

・所沢市上新井調節池の貯水量を増やす、または調節池の増設。

・富士見市蛇島調節池の浚渫を（県は木の伐採をするとしているが）。

・雨水幹線砂川堀の上流に調節池の新設を。

一、市のハザードマップ作りのためにも、県管理河川の浸水想定を至急公表すること。

一、新河岸川への福岡江川からの流量抑制を見直すこと。

一 水位計や雨量情報システムの整備を

以下、具体的に

・荒川、利根川、福川、小山川、石田川以外は水位計が設置されていない。水位計の設置と公表をもとめる。未管理河川へも設置すること。

・高麗川、入間川の雨量情報を知らせる国道 299 及び県道飯能名栗線に設置されていた雨量情報システムを復活してほしい。

・雨水幹線砂川堀の花影橋に設置されている監視カメラの改善と水位計の計測上限の見直し、計画高水位の見直し（堤防の改修がされたことによる変更が必要）を

<道路整備・治山について>

一、崩落した土砂の撤去と全壊住宅の撤去とりわけ、県道に押し寄せている土砂は一刻も早く撤去を

一、溪流より流出した土砂による道路付近の暗渠が閉塞している。二次災害の恐れがあり、早急に撤去を求める。

一、道路の一刻も早い復旧を

以下、具体的に

- ・ 県道南川上名栗線は小学校のスクールバスの乗り入れがあるので早期の復旧を求める。
- ・ 小鹿野町内の道路損壊 32 か所、土砂崩れ 84 か所など復旧を急ぐこと。特に町道 704 号線が 140M にわたり崩落したが、復旧のため県の支援を行うこと
- ・ 254 バイパス富士見市勝瀬橋から、ふじみ野市さぎの森高架橋の間、道路が冠水してしまうため、改修を
- ・ 秩父市 210 号三峰口停車場線一出合から金山間早期復旧
- ・ 秩父市県道浦山線一浦山地区溪流釣り場まで
- ・ 秩父市森林管理道一溪流釣り場上流からキャンプ場間
- ・ 秩父市金山志賀坂線一国道 299 号志賀坂トンネル先

一、治山事業の早期実施を

- ・ 県道飯能下名栗線・大字原市場 137-1 鴨下宅裏山からの落石防止柵設置。
- ・ 飯能市大字唐竹地内の土砂流出で市道及び住宅への被害があった上流の山林における治山工事の実施。
- ・ 秩父広域水道局別所浄水場西側浦山崩落一第 4 沈殿池上
- ・ 秩父市内寺尾 3039-2 民家裏
- ・ 秩父ミュージックパーク東側百日紅土砂崩落

一、ダムの運用について

入間川の上流に位置する有間ダムについて、満水時に越流する可能性があることが今回の台風で明らかになった。どの程度の雨量の場合にどの程度の越水が起こり、下流域ではどのような影響があるのかを県として調査・公表するとともに、ダムの運用・管理・水位・越流情報については下流域の関係自治体すべてに直接通知するシステムの構築を求める。また、洪水期（9 月 30 日まで）は水位を下げて調節を行っているとのことだが、近年、大型の台風が 10 月に入ってから発生していることを踏まえ、柔軟な対応を行うよう求める。

以上